

## 埼玉県農業大学校の学生証に関する規程

(目的)

第1条 埼玉県農業大学校における学生証に関して必要な事項を定める。

(学生証の交付)

第2条 埼玉県農業大学校長（以下「校長」という。）は、埼玉県農業大学校条例第6条の規定により埼玉県農業大学校（以下「大学校」という。）への入学を許可された者に対して、学生証を交付する。

(学生の義務)

第3条 学生は、学生証の取扱いに当たり、次の義務を負う。

(1) 学生証を常に携帯しなければならない。

(2) 次の場合、学生証を呈示しなければならない。

ア 大学校職員の請求があった場合。

イ 各種証明書及び学割証の交付を受ける場合。

ウ 学生割引乗車券等を利用して乗車船し、係員の請求があった場合。

(3) 他人に貸与又は譲渡することはできない。

(4) 学生証を紛失又は破損、汚損したときには、直ちに校長に学生証再交付申請書(様式1)を提出し、交付を受けなければならない。

(5) 学生は、新たに学生証の交付を受けたとき、又は卒業、退学等によって学籍を離れたときは、直ちに校長に返納しなければならない。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(以下様式省略)